

行 動 計 画

社員が仕事と生活の調和を図ることのできる働きやすい職場環境を整備することにより、社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のとおり行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成30年4月1日～平成35年3月31日までの5年間

育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前・産後休業など諸制度等の周知をする。

〈 対 策 〉

- 社内ネットワークを活用し、育児・介護休業法等に関する諸制度及び社内規程を掲示することで周知を図る。

目標2：年次有給休暇を一人当たり平均年間10日以上取得することを目指す。

〈 対 策 〉

- 年次有給休暇の取得状況について実態把握及び分析結果を基に年次有給休暇取得の促進を図る。